

4	前項の規定により選任される者の資格、員数その他同項の選任に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。
5	参与員には、最高裁判所規則で定める額の旅費、日当及び宿泊料を支給する。
6	家庭裁判所は、第一項の規定により参与員を審理又は和解の試みに立ち会わせる場合において、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、家庭裁判所及び当事者双方が参与員との間で音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、参与員に審理又は和解の試みに立ち会わせ、当該期日における行為をさせることができる。(参与員の除斥及び忌避)
7	第十一条 民事訴訟法第二十三条规定から第二十五条までの規定は、参与員について準用する。
8	2 参与員について除斥又は忌避の申立てがあつたときは、参与員は、その申立てについての決定が確定するまでその申立てがあつた事件に関することができない。(秘密漏示に対する制裁)
9	第三節 当事者 (被告適格) 第十二条 人事に関する訴えであつて当該訴えに係る身分関係の当事者の一方が提起するものにおいては、特別の定めがある場合を除き、他の一方を被告とする。
10	2 人事に関する訴えであつて当該訴えに係る身分関係の当事者以外の者が提起するものにおいては、特別の定めがある場合を除き、当該身分関係の当事者の双方を被告とし、その一方が死亡した後は、他の一方を被告とする。
11	3 前二項の規定により当該訴えの被告とすべき者が死亡し、被告とすべき者がないときは、検察官を被告とする。 (人事訴訟における訴訟能力等)
12	第十三条 人事訴訟の訴訟手続における訴訟行為については、民法第五条第一項及び第二項、第九条、第十三条並びに第十七条第一項(同法第40条第四項において準用する場合を含む。)及び第二項の規定は、適用しない。

2	訴訟行為につき行為能力の制限を受けた者が前項の訴訟行為をしようとする場合において、必要があると認めるときは、裁判長は、申立てにより、弁護士を訴訟代理人に選任することができる。
3	3 訴訟行為につき行為能力の制限を受けた者は、弁護士を訴訟代理人に選任すべき旨を命じ、又は職権で弁護士を訴訟代理人に選任することができる。
4	4 前二項の規定により裁判長が訴訟代理人に選任した弁護士に対し当該訴訟行為につき行為能力の制限を受けた者が払うべき報酬の額は、裁判所が相当と認める額とする。
5	第十四条 人事に関する訴えの原告又は被告となるべき者が成年被後見人であるときは、その成年後見人は、成年被後見人のために訴え、又は訴えられることができる。ただし、その成年後見人が当該訴えに係る訴訟の相手方となるときは、この限りでない。
6	2 前項ただし書の場合には、成年後見監督人が、成年被後見人のために訴え、又は訴えられることができる。
7	第三節 利害關係人の訴訟参加 (利害關係人の訴訟参加) 第十五条 檢察官を被告とする人事訴訟において、訴訟の結果により相続権を害される第三者(以下「利害關係人」という。)を当該人事訴訟に参加させることができる。
8	2 裁判所は、前項の決定をするに当たっては、民事訴訟に係る請求の原因である事実によつて生じた損害の賠償に関する請求を目的とする訴えは、前項に規定する場合のほか、既に当該人事訴訟の係属する家庭裁判所にも提起することができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。
9	3 第八条第二項の規定は、前項の場合における同項の民事訴訟に係る事件及び同項の損害の賠償に関する請求に係る事件について準用する。 (訴えの変更及び反訴)

2	2 裁判所は、前項の決定をするに当たっては、民事訴訟に係る請求の原因である事実によつて生じた損害の賠償に関する請求を目的とする訴えは、前項に規定する場合のほか、既に当該人事訴訟の係属する家庭裁判所にも提起することができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。
3	3 第八条第二項の規定は、前項の場合における同項の民事訴訟に係る事件及び同項の損害の賠償に関する請求に係る事件について準用する。 (訴えの変更及び反訴)
4	2 裁判所は、前項の決定をするに当たっては、民事訴訟法第四十三条第一項及び第四項、第一百四十六条第一項並びに第三百条の規定にかかわらず、第一審又は控訴審の口頭弁論の終結に至るまで、原告は、請求又は請求の原因を変更することができ、被告は、反訴を提起することができます。 (当事者本人の出頭命令等)
5	2 あらかじめ、当事者及び利害關係人の意見を聴かなければならぬ。
6	3 日本の裁判所が請求の変更による変更後の人事訴訟に係る請求について管轄権を有しない場合には、原告は、変更後の人事訴訟に係る請求が変更前の人事訴訟に係る請求と同一の身分関係についての形成又は存否の確認を目的とする限り、前項の規定により、請求を変更することができる。

2	2 民事訴訟法第百九十二条から第百九十四条までの規定は、前項の規定により出頭を命じられた当事者が正当な理由なく出頭しない場合について准用する。
3	3 第二十二条 人事訴訟における当事者本人若しくは法定代理人(以下この項及び次項において「当事者等」という。)又は証人が当該人事訴訟の目的である身分関係の形成又は存否の確認の基礎となる事項であつて自己の私生活上の重大な秘密に係るものについて尋問を受ける場合においては、裁判官の全員一致により、その当事者等又は証人が公開の法廷で当該事項について陳述をすることにより社会生活を営むのに著しい支障を生ずることが明らかであることから当該事項について十分な陳述をすることができず、かつ、当該陳述を欠くことにより他の証拠のみによつては当該身分関係の形成又は存否の確認のための適正な裁判をすることができる。
4	4 人事訴訟に係る請求と同一の身分関係についての形成又は存否の確認を目的とする請求を提起することができる。
5	5 日本の裁判所が反訴の目的である次の各号に掲げる請求について管轄権を有しない場合は、被告は、それぞれ当該各号に定める場合に

ができないと認めるときは、決定で、当該事項の尋問を公開しないで行うことができる。

あらかじめ、当事者等及び証人の意見を聴かなければならぬ。

聞を公開しないで済むが如きは、さる前に、その旨を理由とともに言い渡さなければならぬ。当該事項の尋問が終了したときは、再び公衆を入廷させなければならぬ。

（検察官の関与）

認めるときは、検察官を期日に立ち会わせて事件につき意見を述べさせることができる。

場合には、事実を主張し、又は証拠の申出をすることができる。
（准定判決の効力が及ぶ者の範囲）

第二百四十五条 第一人事訴訟の確定判決は、民事訴訟法第一百五十五条の規定にかかわらず、第三者に対する効力を有する。

は如してもその效力を有する
民法第七百三十二条の規定に違反したこと

におけるその請求を棄却した確定判決は、前項の規定にかかるわらず、配偶者に對しては、前項の規定にかかるわらず、その前婚の配偶者がその請求に係る訴訟に参加

第二十五条 人事訴訟の判決（訴えを不適法としていたときに限り、その効力を有する。）
（判決確定後の人事に関する訴えの提起の禁止）

て却下した判決を除く。次項において同じ。)が確定した後は、原告は、当該人事訴訟において請求又は請求の原因を変更することにより主

張することができた事実に基づいて同一の身分関係についての人事に関する訴えを提起することができない。

人事訴訟の半決が確定した後は、被告は当然該人事訴訟において反訴を提起することにより主張することができた事実に基づいて同一の身

分関係についての人事に関する訴えを提起する
ことができない。

関する訴えに係る身分關係の当事者の双方を被告とする場合において、その一方が死亡したときは、他の方を被告として訴訟を追行する。この場合においては、民事訴訟法第百二十四条第一項第一号の規定は、適用しない。

て、子の監護者の指定その他の子の監護に関する処分、財産の分与に関する処分又は厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第七十

八条の二第二項の規定による处分（以下「附帯処分」と総称する。）についての裁判をしなければならない。

前項の場合においては、裁判所は同項の半決において、当事者に対し、子の引渡し又は金銭の支払その他の財産上の給付との他の給付を命ずることができる。

前項の規定は、裁判所が婚姻の取消し又は離婚の訴えに係る請求を認容する判決において親権者の旨についての裁判による場合について、

⁴ 権者の指定についての裁決をする場合について準用する。

の子の監護に関する処分についての裁判又は前項の親権者の指定についての裁判をするに当たっては、子が十五歳以上であるときは、その子

の陳述を聽かなければならぬ。
(事実の調査)

ついての裁判又は同条第三項の親権者の指定についての裁判をするに当たっては、事実の調査をすることができる。

をすむことができる。
裁判所は、相当と認めるときは、合議体の構成員に命じ、又は家庭裁判所若しくは簡易裁判所に

所に嘱託して前項の事実の調査（以下単に「事実の調査」という。）をさせることができる。

⁴裁判所が審問期日を開いて当事者の陳述を聴取する場合には、裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行う。

くことにより事実の調査をするときは、他の当事者は、当該期日に立ち会うことができる。ただし、当該他の当事者が当該期日に立ち会うこ

とにより事実の調査に支障を生ずるおそれがあると認められるときは、この限りでない。

裁判所は、相当と認める者の傍聴を許すことができる。

見を聞いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によつて、第四項の審問期日における手続を行うことができる。

- 7 前項の審問期日に出頭しないでその手続に関与した当事者は、その審問期日に出頭したものとみなす。

(家庭裁判所調査官による事実の調査)

第三十四条 裁判所は、家庭裁判所調査官に事実の調査をさせることができる。裁判所調査官は、その審問期日に出頭したものとみなす。

3 家庭裁判所調査官は、事実の調査の結果を書面又は口頭で裁判所に報告するものとする。

4 急迫の事情があるときは、裁判長が、家庭裁判所調査官は、前項の規定による報告に意見を付することができる。

5 家庭裁判所調査官は、第三項の規定による書面による報告に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、当該書面に記載すべき事項を接続した電子情報処理組織をいう。(第三十五条第二項第二号において同じ。)を使用して裁判所の使用に係る電子計算機(入出手装置を含む。以下この項において同じ。)と手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。(第三十五条第二項第二号において同じ。)を使用して裁判所の使用に係る電子計算機に備えられた他人の権利(第三十五条第二項及び第三十五条の二第二項において単に「ファイル」という。)に記録する方法又は当該書面に記載すべき事項に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。同条第三項において同じ。)を記録した記録媒体を提出する方法により報告を行ふことができる。

(家庭裁判所調査官の除斥)

第三十四条の二 民事訴訟法第二十三条及び第二十五条(忌避に関する部分を除く。)の規定は、家庭裁判所調査官について準用する。

2 つたときは、その家庭裁判所調査官は、その申立てについての裁判が確定するまでその申立てがあつた事件に関与することができない。

(事実調査部分の閲覧等)

第三十五条 訴訟記録中事実の調査に係る部分(以下この条及び次条第一項において「事実調査部分」という。)についての訴訟記録の閲覧等(民事訴訟法第九十二条第一項に規定する訴訟記録の閲覧等をいう。以下この条において同じ。)の請求は、裁判所が第三項又は第四項の

規定により許可したときに限り、する」ことがで
きる。

- 判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し訴訟記録の閲覧等の請求をすることができる。

一 当該当事者が提出した書面等（書面、書類、文書、譲本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）又は録音テープ若しくはビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。）

二 当該当事者がこの法律その他の法令の規定により最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してファイルに記録した事項

三 当該当事者が提出した書面等又は記録媒体に記載され、又は記録された事項を次条第三項の規定により読み替えて適用する民事訴訟法第百三十二条の十三の規定により裁判所書記官がファイルに記録した場合における当該事項

四 前二号に掲げる事項について次条第一項又は民事訴訟法第九十二条第九項の規定によりその内容を書面に出力し、又はこれを他の記録媒体に記録する措置を講じた場合の当該書面又は当該記録媒体

裁判所は、当事者から事実調査部分についての訴訟記録の閲覧等の許可の申立てがあつた場合においては、これを許可しなければならない。ただし、当該事実調査部分中訴訟記録等を行うことにより次に掲げるおそれがあると認められる部分については相当と認めるときに限り、これを許可することができる。

一 当事者間に成年に達しない子がある場合におけるその子の利益を害するおそれ

二 当事者又は第三者の私生活又は業務の平穏を害するおそれ

三 当事者又は第三者の私生活についての重大な秘密が明らかにされることにより、その者が社会生活を営むのに著しい支障を生じ、又はその者の名誉を著しく害するおそれはその者の名前を疎明した第三者から事実調査部分についての訴訟記録の閲覧等の許可の申立てがあつた場合においては、相当と認めるとときは、これを許可することができる。

四 第三項の申立てを却下した裁判に対しても即時抗告をることができる。

6 前項の規定による即時抗告が人事訴訟に關する手続を不當に遅延せることを目的としてされたものであると認められるときは、原裁判所

- 7 前項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

8 第四項の申立てを却下した裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

9 事実調査部分については、民事訴訟法第百三十三条の一及び第二百三十三条の三の規定は、適用しない。

(事実調査部分の安全管理措置等)

第三十五条の二 裁判所は、民事訴訟法第百三十三条第一項の決定があつた場合において、必要があると認めるときは、電磁的訴訟記録(同法第九十一条の二第二項に規定する電磁的訴訟記録)をいう。以下この条において同じ。のうち、事実調査部分中秘匿事項(同法第二百三十三条第二項に規定する秘匿事項)をいう。以下この項において同じ。又は秘匿事項を推知することができる事項が記録された部分につき、その内容を書面に出力し、又はこれを他の記録媒体に記録するとともに、当該部分を電磁的訴訟記録から消去する措置その他当該部分の安全管理のために必要かつ適切なものとして最高裁判所規則で定める措置を講ずることができる。

2 前項の規定による電磁的訴訟記録から消去する措置が講じられた場合において、その後に同一項の決定を取り消す裁判が確定したときその他裁判所が当該措置を講ずる必要がなくなつたと認めめたときは、裁判所書記官は、当該部分をフアイルに記録しなければならない。

3 事実の調査においてこの法律その他の法令の規定に基づき裁判所に提出された書面等又は電磁的記録を記録した記録媒体に記載され、又は電記録されている事項についての民事訴訟法第二百三十二条の十三の規定の適用については、同条第四号中「第二百三十三条の三第一項の規定による」とあるのは「第二百三十三条第一項の」と、「当該決定に係る」とあるのは「当該」と、「及び電磁的記録を記録した」とあるのは「又は当該」と、「事項」とあるのは「秘匿事項(同法第二項に規定する秘匿事項)をいう。以下この号において同じ。」又は秘匿事項を推知することができる事項」とする。

(判決によらない婚姻の終了の場合の附帯処分についての裁判)

第三十六条 婚姻の取消し又は離婚の訴えに係る訴訟において判決によらないで当該訴えに係る

婚姻が終了した場合において、既に附帯処分の申立てがされているときであって、その附帯処分に係る事項がその婚姻の終了に際し定められ

- 第三節 和解並びに請求の放棄及び認諾
第三十七条 離婚の訴えに係る訴訟における和解（これにより離婚がされるものに限る。以下この条において同じ。）並びに請求の放棄及び認諾については、第十九条第二項の規定にかかるらず、民事訴訟法第二百六十六条规定（第二項中請求の認諾に関する部分を除く。）、第二百六十七条及び第二百六十七条规定を適用する。ただし、請求の認諾については、第三十三条第一項の附帯処分についての裁判又は同条第三項の親権者の指定についての裁判をすることを要しない場合に限る。

離婚の訴えに係る訴訟においては、民事訴訟法第二百六十四条及び第二百六十五条の規定による和解をすることができない。

離婚の訴えに係る訴訟における民事訴訟法第八十九条第二項及び第一百七十二条第三項の期日においては、同法第八十九条第三項及び第一百七十二条第四項の当事者は、和解及び請求の認諾をすることができない。ただし、当該期日における手続が裁判所及び当事者双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて行われた場合には、この限りでない。

第四節 履行の確保

（履行の勧告）

第三十八条 第三十二条第一項又は第二項（同条第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による裁判で定められた義務については、当該裁判をした家庭裁判所（上訴裁判所が当該裁判をした場合にあつては、第一審裁判所である家庭裁判所）は、権利者の申出があるときは、その義務の履行状況を調査し、義務者に対し、その義務の履行を勧告することができる。

3 前項の家庭裁判所及び前項の嘱託を受けた家庭裁判所は、家庭裁判所調査官に第一項の規定による調査及び勧告をさせることができる。

三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第一條の改正規定、第九十一条の規定、第一百八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第一百九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

第一條中民事執行法第十八条の次に「一条を加える改正規定、同法第二十七条の改正規定、同法第二十九条の改正規定（「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分に限る。）、同法第三十三条第一項の改正規定、同法中第八十六条を第八十六条の二とし、第八十五条の次に三条を加える改正規定（同法第八十五条の二及び第八十五条の三を加える部分を除く。）を加える改正規定、同法第一百一十二条に五項を加える改正規定、同法第一百一一条の改正規定（第八十五条並びに「第八十五条から第八十六条まで及び」を「第八十五条规定から第八十六条规定まで及び」に改める部分に限る。）、同法第一百四十二条第二項の改正規定、同法第一百六十六条第二項の改正規定、同法第一百六十七条の十一第七項の改正規定、同法第一百六十七条の十一第七項の改正規定（第九十二条第一項）の下に「及び第三項から第七項まで」を加える部分に限る。）、同法第一百九十九条の次に二条を加える改正規定、同法第一百六十七条の十一第七項の改正規定（第九十二条第一項）の下に「、第十八条の二」を加える部分に限る。）及び同法第五十条の規定、第四十七条中鉄道抵当法第五十九条に二項を加える改正規定、第六十三条中民事調停法の改正規定（第十八条の二）を加える部分に限る。）及び同法第五十五条の改正規定、第六十七条中企業担保法第十七条第二項の改正規定（第十八条の二）の下に「、第十八条の二」を加える部分に限る。）及び同法第五十九条の改正規定、第六十八条中民事訴訟費用等に関する法律附則を同法附則第一条とし、同条に見出しを付し、同法附則に「十二条を加える改正規定、第九十四条中船舶の所有者等の責任の制限に関する法律第五十九条の次に一条を加える改正規定、第一百十条中民事保全法第四十六条の改正規定（第十八条の二）を加える部分に限る。）、第一百三十条中金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第六十六条の改正規定及び同法第二百三十二条の改正規定、第一百四十五条中民事再生法第一百五十五条の次に一条を加える改正規定及び同法第一百五十五条の次に一条を加える改正規定及び同法第二百三十二条の改正規定、第一百四十一条の改正規定（第十八条の二）の下に「、第十八条の二」を加える部分に限る。）、第一百三十条中金

三条第三項の改正規定（民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第八十五条）を「民事執行法第八十五条から第八十六条まで」に改める部分に限る）、第一百六十一条第一項の規定、第二百二条中会社更生法第一百十条第三項の改正規定（民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第八十五条）を「民事執行法第八十五条から第八十六条まで」に改める部分に限る。）、第一百六十二条第一項の規定、第二百一十五条第一項の規定、第二百十九条中人事訴訟法第九条に一項を加える改正規定及び同法第三十三条に二項を加える改正規定、第二百四十九条中破産法第二百二十二条の次に「一条を加える改正規定、第二百五十五条の次に「一条を加える改正規定、第二百五十六条第一項の規定、第二百十九条中人事訴訟法第九条に一項を加える改正規定及び同法第三十三条に二項を加える改正規定、第二百四十九条中破産法第二百二十二条の次に「一条を加える改正規定及び同法第一百九十九条第三項の改正規定（第一百八十五条）の下に「から第八十六条まで」を加える部分に限る）、第二百六十五条第一項の規定、同法第三百三十六条中非訟事件手続法第三十三条第四項の改正規定、同法第四十三条の改正規定及び同法第四十七条第一項の改正規定、第三百二十六条中家事事件手続法第四十条の改正規定、同法第四十九条の改正規定、同法第五十四条第一項の改正規定、同法第五十九条の改正規定及び第二項」を「から第三項まで」に改める部分に限る。）、同法第六十条第二項の改正規定（及び第二項）を「から第三項まで」に改める部分に限る。）、同法第八十四条第一項の改正規定（第三項まで、「」を「第四項まで、「」に改める部分及び高等裁判所に」と）の下に「、第五十九条第三項中「家庭裁判所及び」とあるのは「高等裁判所及び」とを加える部分に限る。）、同法第二百六十一条第一項第六号の改正規定及び同法第二百六十五条第五項の改正規定、第三百四十五条の改正規定並びに第三百五十六条中消費者の財産的被害等の集團的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第五十三条の改正規定（「、第八十七条の一二」を削る部分に限る。）、民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行の日